

国民健康保険への加入・脱退の手続きについて

医療保険制度では、生活保護受給者を除き誰もが何らかの医療保険に加入しなければならないことになって
います。(無保険の人は国民健康保険への加入が義務づけられています。)

国民健康保険から他の健康保険に異動があった場合には、他の健康保険から連絡がないため、自動的に資格が
変更されるわけではありませんので、必ず本人もしくは家族の人の届出が必要です。また、退職等により社会保
険から国民健康保険に加入する場合にも届け出が必要です。(注：国民健康保険税は国民健康保険加入の届け出
日からの計算ではなく、本来国民健康保険に加入・脱退すべき年月にさかのぼって計算されます。ただし追徴は
最高3年、減額は最高5年。)

特に3月、4月は異動が多く見受けられます。

国民健康保険の異動があった場合、市国保年金課国保係へ必ず14日以内に届け出てください。

ただし、国民健康保険から75歳以上の人が加入する長寿(後期高齢者)医療制度への異動のみ手続きは不要です。

こんなとき		必要なもの	
国民健康保 険に加入す るとき	市外から転入したとき	印鑑	追加加入の場合は保険証
	職場の健康保険をやめたとき	印鑑、健康保険等資格喪失証明書	
	生活保護を受けなくなったとき	印鑑、保護廃止決定通知書	
	子どもが生まれたとき	印鑑	
国民健康保 険をやめる とき	市外へ転出するとき	印鑑、保険証、医療証	
	職場の健康保険に加入したとき	印鑑、国民健康保険の保険証、職場の健康保険証、医療証	
	加入者が死亡したとき	印鑑、保険証、医療証	
	生活保護を受けるようになったとき	印鑑、保険証、医療証、保護開始決定通知書	

こんなとき	必要なもの
転居したり、世帯主や氏名が変わったり、 世帯を分けたり一緒にしたとき	印鑑、保険証、医療証
就学や施設入所のため、別の保険証が必要 なとき	印鑑、保険証、就学のときは学生証(在学証明書)、施設入所の ときは施設入所(在園)証明書
保険証をなくしたとき	印鑑、運転免許証やパスポートなどの世帯主本人であることが確 認できるもの(世帯主以外の場合は委任状)
交通事故などのために、国民健康保険で治 療を受けたいとき	印鑑、保険証、交通事故証明書
退職者医療制度の対象に該当したとき	印鑑、保険証、年金証書

70～74歳の人医療費負担割合が据え置かれます

平成22年4月より70～74歳の人医療費負担割合が、1割から2割になる予定でしたが、平成23年3
月までの1年間は1割に据え置かれることになりました。

平成22年4月からの高齢受給者証につきましては、差し替えとなりますので、対象者の人に3月末までに郵送します。
※医療費の負担割合を1割に据え置くことについてはすでに3割負担をいただいている現役並みの所得者の
人は除きます。

▶ 問い合わせ先 国保年金課国保係 ☎ 72-2111 内線 424・425

学生のみなさん
国民年金保険料納付が困難なときは
「学生納付特例」の申請を!

20歳になったら学生でも国民年金に加入し保険料納付が義務付けられます。
「学生納付特例制度」は、在学期間中の保険料納付を猶予し、社会人になってから払うことができる制度です。この特例制度を受けていれば、万が一のときも障害年金が支給されるので安心です。

申請は毎年度必要!!
平成21年度中に学生納付特例制度を受けていた人も、年度が変わると再度申請が必要になります。

手続きはカンタン
市国保年金課医療年金係で「学生納付特例申請書」に必要事項を記入して提出してください。申請書は6番窓□年金係にあります。

手続きに必要なもの

- ① 学生証 (コピー可) または在学証明書
- ② 認印 (本人が署名する場合は不要)
- ③ 年金手帳(家族でも本人に代わり手続きできます)

対象となる学生の範囲

- 大学 ○ 短大 ○ 大学院 ○ 専門学校
- 専修学校 ○ 各種学校 ○ 予備校

※夜間、定時制、通信課程を含む
なお、学校法人の認可を受けていない各種学校、予備校および海外の学校は対象になりません。

届出・問い合わせ先 国保年金課医療年金係
☎ 72・2111 内線 423